

# 電気工事業の更新登録について

## 1 更新登録申請に必要な書類

書 類 等	備 考	
登録電気工事業者更新登録申請書（様式第2）		
申請者に係る誓約書		
申請者の登記簿謄本（履歴事項全部証明書） ※コピー不可	法人のみ（3ヶ月以内に発行されたもの） ※ご提出いただいた登記簿謄本の返却はできません。	
備付器具表	営む工事業の種類により、器具を揃えてください。	（営業所毎）
主任電気工事士の免状の写し		（営業所毎）
〃 に係る誓約書	申請者（個人）と主任電気工事士が同一人の場合、又は申請法人の役員が主任電気工事士になる場合は不要です。	（営業所毎）
〃 の雇用証明書		（営業所毎）
登録電気工事業者登録証（原本）	紛失している場合は、再交付の手続きが必要です。	
手数料	<b>12,000円</b> ※持参または県が発行する納付書で納付してください。 ※広島県手数料条例に基づき納入された手数料は原則返金できません。	

※ 申請者が個人の場合、住民基本台帳ネットワークを活用して住所等の確認を行いますが、確認ができない時は住民票等の提出を求めることがあります。

注1) 営業所が2カ所以上ある場合、営業所毎に書類を作成してください。

注2)  以外の書類は必要な場合のみ提出してください。

## 2 申請方法等

上記の必要書類をそろえて、下記まで持参または県が発行する納付書で納付してください。

<b>郵送先</b>	〒730-8511 広島市中区基町10番52号 広島県 商工労働局 イノベーション推進チーム 計量検定グループ		
<b>電 話</b>	082-513-3335（ダイヤル）	<b>F A X</b>	082-223-6314
<b>場 所</b>	広島県庁 東館2階		

手続きについての問い合わせも上記で受け付けます。

受付時間：8時30分～12時 13時～17時15分（土・日・祝日を除く）

## 3 注意事項

- (1) 営業所を広島県内のみを設置する方が対象です。他県にも営業所を設置する場合は、経済産業局長又は大臣への登録となります。
- (2) 建設業の許可を受けた場合は、「電気工事業開始届出」の手続きをしてください。（手数料不要）
- (3) 登録証は、登録申請を受け付けてから概ね3週間以内に送付します。

様式第2【第2条】

手数料名	No.576 電気工事業者の更新登録申請手数料			
所属コード	消込区分	歳入科目	手数料額	申請書提出先
23226	700	6422	12,000円	1 申請窓口へ提出 2 収納窓口で受取
				
2 10 2 3 6 4 2 1 2 0 1 0 2 2 1				

登録電気工事業者  
更新登録申請書

整理番号	※この太枠内には、記載しないこと。
審査結果	
受理年月日	
登録番号	

年 月 日

広島県知事様

(〒 - )

住 所

ふりがな

氏名または名称

(法人にあっては)  
代表者の氏名

電 話 ( ) -

電気工事業の業務の適正化に関する法律第3条第3項の登録を受けたいので、同法第4条第1項の規定により次のとおり申請します。

- 現在の登録の年月日および登録番号  
年 月 日 広島県知事登録第 号
- 営業所等

営業所		電気工事の種類※	主任電気工事士等	
名称		① 一般用電気工作物	氏名	
場所		② 自家用電気工作物 及び一般用電気工作物	電気工事士免状の 種類及び交付番号	第 種電気工事士
		③ 自家用電気工作物のみ		都道府県 第 号

以下、営業所が複数ある場合に記入

名称		① 一般用電気工作物	氏名	
場所		② 自家用電気工作物 及び一般用電気工作物	電気工事士免状の 種類及び交付番号	第 種電気工事士
		③ 自家用電気工作物のみ		都道府県 第 号
名称		① 一般用電気工作物	氏名	
場所		② 自家用電気工作物 及び一般用電気工作物	電気工事士免状の 種類及び交付番号	第 種電気工事士
		③ 自家用電気工作物のみ		都道府県 第 号
名称		① 一般用電気工作物	氏名	
場所		② 自家用電気工作物 及び一般用電気工作物	電気工事士免状の 種類及び交付番号	第 種電気工事士
		③ 自家用電気工作物のみ		都道府県 第 号

電気工事の種類 ※1 上記①～③のいずれかを○でかこんでください。

※2 自家用電気工作物に係る電気工事のみを行っている営業所については、主任電気工事士等の氏名の欄及び電気工事士免状の種類および交付番号の欄には記載は不要です。

- 法人にあっては、その役員の氏名

## 誓 約 書

年 月 日

広島県知事 様

住 所

登録申請者 氏名又は名称

法人にあつては  
代表者の氏名

私（当社および当社の役員）は、電気工事業の業務の適正化に関する法律第6条第1項  
第1号から第5号までに該当しない者であることを誓約いたします。

---

## 備 付 器 具 表

種 類	品 名	製 造 年	製 品 番 号	台 数	製 造 者 名
一般用電気工作物 自家用電気工作物	絶 縁 抵 抗 計 (メガー)				
	接 地 抵 抗 計 (アース・テスター)				
	回路計であつて抵抗及び交 流電圧を測定できる器具 (テスター)				
	低 圧 検 電 器				
	高 圧 検 電 器				
	※ 継 電 気 試 験 装 置 (リレー試験器)				
	※ 絶 縁 耐 力 試 験 装 置 (耐圧試験器)				

※の器具の借用先名 ( )

**借用する場合であっても製品番号等は必ず記載してください。**

注) 一般用電気工作物と自家用電気工作物を両方の工事を行う場合は、所定の器具をすべて備え付けなければなりません。

ただし、※印の器具については、必要なときに借用する場合も含まれます。

【添付書類】

## 第一種又は第二種電気工事士免状の写し

コピー等により免状（氏名、生年月日、交付年月日が記載されている面）及び講習受講記録の面を貼付してください。（二種は講習受講記録の面は不要です。）

### 第 一 種 電 気 工 事 士 免 状

コピーを貼り付けてください

（一種の方のみ必要。講習受講を受けたことがない場合もつけてください）

### 講 習 受 講 記 録

コピーを貼り付けてください

### 講 習 受 講 記 録

コピーを貼り付けてください

# 誓 約 書

年 月 日

広島県知事 様

住 所

登録申請者 氏名または名称

法人にあつては  
代表者の氏名

下記の営業所に置く主任電気工事士は、電気工事業の業務の適正化に関する法律  
第6条第1項第1号から第4号までに該当しない者であることを誓約いたします。

## 記

営 業 所 の 名 称	主任電気工事士の氏名	電気工事士免状の交付番号

【添付書類】

# 雇 用 証 明 書

年 月 日

広島県知事 様

住 所

氏名または名称

登録申請者

法人にあつては  
代表者の氏名

下記の者は、私（当社）の従業員であることを証明いたします。

記

主任電気工事士の氏名	
住 所	
生 年 月 日 ・ 年 令	年 月 日 才
雇 用 年 月 日	年 月 ～ 年 月